

平成 30 年 6 月 29 日現在

機関番号：32668

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780324

研究課題名(和文) 子ども家庭福祉相談業務におけるニーズとWell-beingに関する研究

研究課題名(英文) Study on needs and well-being in Child Welfare Services

研究代表者

有村 大士 (Taishi, Arimura)

日本社会事業大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90712068

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：子どもの虐待とネグレクトは大きな社会問題である。児童相談所運営指針等においては、児童相談所と市町村の役割分担等が示されるが、具体的な役割分担はばらばらであった。本研究では北米の Differential Response Modelを参考に、児童相談所が権限を持つ子どもの安全の懸念に対する「介入」と、児童相談所、市町村が担う「支援」のあり方について検討を行った。アメリカ合衆国では入れ替わりはあるものの半数程度の州がDRモデルを採用しており、「子どもの安全」の程度による振り分けを基本とし、家庭の養育文化、貧困などさまざまな独自の工夫がみられた。児童相談において地域の実情に合わせた展開が必要である。

研究成果の概要(英文)：Child abuse and neglect are major social problems. In the guideline for child guidance centers, they show the roles of child guidance centers and municipalities, but the specific role assignment was disjointed. In this research, regarding the North American Differential Response Model, we examined "intervention" on children's safety concerns with child authority's authority and "how to support" by child guidance centers and municipalities. In the United States, about half of the states adopt the DR model although there is a change, based on the degree of "child safety", various unique ideas such as home caregiving culture, poverty. It is necessary to develop according to local circumstances in child consultation.

研究分野：子ども家庭福祉 ソーシャルワーク

キーワード：Differential Response 子ども家庭福祉 児童相談所 市町村 介入と支援

1. 研究開始当初の背景

(1) 子どもの虐待とネグレクトへの対応は大きな社会問題である。児童相談所における児童虐待相談件数は10万件を超え、また市町村多対応した件数も同程度で推移しており、その対応、及びその対応システムについてはさらに発展させていく必要がある。

(2) 児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加を受け、2004年の児童福祉法等の改正においては、児童相談所に加え、児童相談の一義的な対応機関として市町村を位置づけた。また、児童虐待防止ネットワークを発展させ、国として要保護児童対策地域協議会を施策し、各市町村を事務局として設置の努力義務が課された。すなわち児童相談所だけでなく、市町村や関係機関を含めた子ども虐待への対応体制が構築された。

(3) 厚生労働省は、児童相談所運営指針等において、住民の身近な相談機関として市町村を位置づけ、一方専門性や権限が求められるものについては児童相談所が支援、あるいは対応をすることと整理した。また、具体的な役割分担については地域の実情を踏まえて検討することとなり、自治体に応じて様々な差異がある。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、北米を中心に世界的に展開が進む Differential Response Model (Alternative Response Model、Multi-tracking System) における Traditional Track と Alternative Track の差に着目をした。

(2) Traditional Track では、北米を中心に発展してきた、子どもの安全への懸念に対し、強権的な対応も辞さない「介入」や司法関与を中心とした支援体系が使われる。一方、Alternative Track では、子どもへの安全の懸念が一定程度以下であり、1990年代までは支援の枠から漏れる存在であった層が対象である。Alternative Track では保護者の自発的な支援を受ける意思を重視し、サポートティブな「支援」を通じて、再通告に繋がらないよう、保護者と家族をエンパワメントすることが主眼に置かれている。

(3) 本研究では、北米における Differential Response Model におけるこの「介入」と「支援」の考え方、区分などを参考にし、日本における児童相談所と市町村の役割分担について一定の示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 当初の研究計画では、事前に自治体との協議に基づき、当該自治体の実際の事例を分析し、Differential Response Model における Traditional Track と Alternative Track の

対象を判断する基準等を参考に、日本における児童相談所と市町村の役割分担について検討することとしていた。

しかしながら、当該自治体の担当者や体制が変わり、分析することに最終的な同意が得られない結果となった。また、実施状況を大括りに把握しても調査主旨が変わり、また分析にも限界があることから、量的な調査は断念せざるを得なかった。

(2) そのため、本来実施を考えていた北米を中心として実際に展開されている Differential Response Model についての各州、地域のマニュアルや文献等を、それぞれの州、地域ごとに収集し、また介入型のアプローチと支援方のアプローチの焦点や方法について細かく検討し、格差の大きい日本の児童相談所と市町村の役割分担に資する情報を取りまとめることとした。

4. 研究成果

(1) Differential Response Model の定着の背景について

Waldfoegel, J (1998) によると、1990年代の北米では、子どもの安全の懸念に焦点をあて、「インターベンション」という調査介入、つまり介入型アプローチが採用されてきたが、その対応方法の限界に対して、さまざまな議論が進められてきた。アメリカ合衆国としては、ハーバード特別委員会を設定し、検討を行った結果、5つのポイントに集約された。そのなかでは、公的な Child Protection Services (子どもの保護サービス、以下 CPS) では「介入」を中心としたサービスであり、すべての家庭のニーズに寄り添えないこと、ニーズを満たすには Child Protection Services と地域の資源が連携して対応に当たるシステムが必要であることが検討された。

背景には、子どもの保護においていったん通告されたケースが一定程度以下のニーズと判断され、対応が打ち切られたが、改めて深刻化し、再通告されたケースについての議論や研究があった。例えば、Littell, J. H. (1997)によると、特にネグレクト傾向にあるケースで、再通告に至るケースが一定程度あり、介入型の対応だけでは限界であることが指摘された。

次に、当時者参画型の意思決定モデルとの親和性も指摘しておきたい。Connolly, M. (2005)によると、必要のない介入を行うことによって家族との関係が悪化し、その後の支援に負の影響を与えることや、逆に当事者がエンパワメントされることにより、養育を行ったり、更なる役割を担うことができることが指摘されていた。実際、北米で専門職と当事者、支援者が一緒に支援方針を検討する

Family-Group-Decision-making、当事者と共に安全やこれからの養育について話し合う Signs of Safety Approach などとも親和性が指摘されていた。また、Famil Centered Assessment など、画一的でなく、家庭のニーズや文化に敏感で、カスタマイズ対応可能なアプローチが試行され、根本に位置づけられていることも重要な要素である。

(2) Differential Response Model における介入と支援の区分について

事前に収集していた 86 文献に加え、約 241 文献を新たに収集し、検討を行った。

1997 年にバージニア州、1999 年にルイジアナ州、2000 年にケンタッキー州、ミネソタ州、2001 年にノースカロライナ州、2004 年にカリフォルニア州ロサンゼルス、サンフランシスコ、サンタクララ、2005 年にハワイ州、2007 年にネバダ州、オハイオ州、2008 年にマサチューセッツ州、ニューヨーク州、2010 年にコロラド州、2011 年にコネティカット州が導入しているが細かい郡のレベルで導入している地域もある。その他、カナダ、ヨーロッパ、イギリス、オセアニアで導入が確認できた。単に導入が進められるだけでなく、体制の変更や課題の指摘により、従来のモデルに近いものへと変更される場合もあることは事前に把握していた。文献によっても、Differential Response Model の導入だけでなく撤退も確認された。

なお、基準としては、安全、パーマナンス、Well-being などが挙げられており、多くの地域でそれらを織り交ぜた Structured Decision Making Model が使用されていた。しかし、これまでの経過の中では、貧困や養育状況などその他の要素で分けている例もあった。

介入型のアプローチに関する検証については、様々に試みられているものの、介入より危険性が増えていないことは複数で明らかになっているが、まだまだ検討する余地がある。恐らく何を評価するかも含めて、これからの検討が深められていくことが予想される。

(3) 考察

保育米の展開を見てみると、介入だけでは問題が解決できないということが Differential Model のスタートにあった。日本では逆に、強権的な虐待対応などは今後の課題に挙げられることが多い。一方で北米の教訓からは、「介入」だけではすべてをまかなうことができないことを前提として、子どもや親の Well-being に関することや、カスタマイズした対応などを行うための工夫がなされてきた。

昨今の日本では、家庭訪問をしていたのにそのニーズを掴めず深刻化し、死亡事例に繋がるような事例も多い。北米の教訓からは単に介入を強化するだけでは子どもの虐待やネグレクト、強いては死亡事例を減少することにはならないことは明らかである。子どもの安全を確認した上で、さらに子どもや親の Well-being を試行錯誤しながら掴み、見守るだけでなく、具体的に何らかのサービスに社会的な努力が必要であることが示唆された。

< 引用文献 >

Waldfoegel, J (1998) Rethinking the paradigm for child protection. The future of children. 8, 1, 104-119.

Littell, J. H. (1997) Effects of the duration, intensity, and breadth of family preservation services: A new analysis of data from the Illinois Family First experiment. Children and Youth Services Review. vol.19(1), pp.17-39.

Connolly, M. (2005) Differential Responses in Child Care and Protection: Innovative Approaches in Family-Centered Practice. Protecting Children, vol. 2(3), pp.8-20.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計2件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6．研究組織

(1)研究代表者

有村 大士（日本社会事業大学・准教授）

研究者番号：90712068